

奨学生を募集します。
返済不要の給付型！

厚木市久保奨学金

令和7年度学校教育活動応援奨学金について

はじめに

厚木市教育委員会では、市民の方からの寄附を基に、未来を担う子どもたちの夢の実現を応援するため、奨学金を給付する厚木市久保奨学金事業を実施しています。

支給を希望される方は、必ず内容を確認し、申請の手続等を行ってください。

奨学金の種類

学校教育活動応援奨学金

部活動への参加に要する費用として年額**3万円**支給します。

募集人数・支給を受けることができる方

中学1～3年生を対象として、次の2つの要件を満たす**30人程度**に支給します。
なお、定員を超えて申請があった場合は、要件等を総合的に考慮した上で選考します。

▶ 部活動への参加の意欲があること

申請者(生徒)が記入する「学校教育活動への意欲について」の内容等から判断します。

▶ 経済的な理由により修学が困難であること

保護者等の市町村民税所得割額の合計が**22万7,100円未満**であること

※おおむね年収750万円未満

申請方法

学級担任の先生から「厚木市久保奨学金支給申請書」・「学校教育活動への意欲について」を受け取り、記入例をよく確認し、作成してください。

作成後は、**4月28日(月)**までに学級担任の先生へ提出してください。

なお、令和7年1月1日時点で、厚木市に住民登録がなかった場合は、住民登録があった自治体で令和7年度の個人住民税の課税額が記載された証明書(例個人住民税課税証明書)を取得し、提出する必要があります。

問合せ先

厚木市教育委員会 教育部 教育総務課 教育総務係

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

電話：(046)225-2600(直通)

メール：7800@city.atsugi.kanagawa.jp

市HPは、
こちらから▶



今後のスケジュールや注意事項は裏面を御確認ください。

主なスケジュール

時期	事項	
令和7年 4月28日(月)	申請	奨学金の支給を希望される方は、「厚木市久保奨学金支給申請書」、「学校教育活動への意欲について」を学級担任の先生に提出してください。 なお、令和7年1月1日時点で、厚木市に住民登録がなかった場合は、住民登録があった自治体で令和7年度の個人住民税の課税額が記載された証明書（ 例 個人住民税課税証明書）を取得し、提出する必要があります。
5月中旬～ 6月下旬	選考	厚木市久保奨学金奨学生選考委員会の意見を聴いた上で、厚木市教育委員会が支給の可否を決定します。
6月下旬	結果通知	支給の可否について、申請者の御自宅に通知等を郵送します。
7月	支給	支給が決定した方は、順次手続の上、支給します。
令和8年 4月30日(木)	報告	支給を受けた方は、学年の終了した日から30日以内に、1年間の取組やこれからの夢、目標を内容とした「学校教育活動報告書」を作成し、教育委員会へ提出します。 なお、報告書の様式は、令和8年3月に奨学生の御自宅に郵送します。

注意事項

1 令和7年度市民税の申告について

審査に当たっては、令和7年度市町村民税所得割額を確認しますので、事前に市町村民税の申告を行ってください。御自身で申告する必要があるかどうか不明な場合は、勤務先又は市民税課（tel:046-225-2012）に確認してください。

なお、申告を怠った場合は、御家庭の経済状況が正確に把握できため、支給不可とします。

2 学校管理下外の活動について

学校教育活動応援奨学金については、中学校の部活動への参加に要する費用として支給しますので、クラブチームや習い事等を理由した申請はできません。

3 条例等の違反・虚偽申請について

奨学金の支給要件に該当しなくなったとき、厚木市久保奨学金基金条例等に違反したとき又は虚偽の申請によって奨学金の支給を受けたとき等に該当する場合、奨学金の支給決定を取り消し、又は変更することがあります。

また、この場合、奨学金の返還を求めることがあります。